

日医発第468号（保108）
平成25年8月20日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉義武

検査料の点数の取扱いについて

平成25年7月31日に開催された中央社会保険医療協議会（中医協）総会において新たな臨床検査を保険適用することが了承され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から別添1のとおり取り扱う通知が示され、平成25年8月1日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において別添2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌10月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 検査料の点数の取扱いについて
（平25.7.31 保医発0731第2号 厚生労働省保険局医療課長通知）
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月5日保医発0305第1号）の一部を下記のとおり改正し、平成25年8月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D012中(47)を(50)とし、(2)から(24)を(3)から(25)とし、(25)から(46)を(28)から(49)とし、(1)及び(25)の次にそれぞれ次のように加える。

(2)「4」のマイコプラズマ抗体定性又はマイコプラズマ抗体半定量は、マイコプラズマ抗原定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(26) マイコプラズマ抗原定性

ア マイコプラズマ抗原定性は、マイコプラズマ感染の診断を目的として行った場合に、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「21」インフルエンザウイルス抗原定性の所定点数に準じて算定する。

イ 当該検査は、「4」のマイコプラズマ抗体定性若しくはマイコプラズマ抗体半定量又は「23」のマイコプラズマ抗原と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

(27)「23」のマイコプラズマ抗原は、マイコプラズマ抗原定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

新たに保険適用が認められた検査

平成 25 年 7 月 31 日 保医発 0731 第 2 号 (平成 25 年 8 月 1 日適用)

| | |
|---------------------|--|
| 測定項目 | マイコプラズマ抗原定性 |
| 商品名 | ①プライムチェック マイコプラズマ抗原 ②リボテスト マイコプラズマ |
| 区分 | E 3 (新項目) |
| 測定方法 | 免疫クロマト法 |
| 主な測定目的 | 咽頭拭い液中のマイコプラズマニューモニア抗原の検出 (マイコプラズマ感染の診断補助) |
| 参考点数 | D 0 1 2 感染症免疫学的検査 21 インフルエンザウイルス抗原定性 150 点 |
| 関連する 留意事項の 改正 | <p>※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)の別添 1 (医科診療報酬点数表に関する事項)の第 2 章 (特掲診療料)を以下のように改める。</p> <p>-----</p> <p>第 3 部検査</p> <p>D 0 1 2 感染症免疫学的検査</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 「4」のマイコプラズマ抗体定性又はマイコプラズマ抗体半定量は、マイコプラズマ抗原定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u></p> <p><u>(3) ～ (25) 略</u></p> <p><u>(26) マイコプラズマ抗原定性</u></p> <p><u>ア マイコプラズマ抗原定性は、マイコプラズマ感染の診断を目的として行った場合に、区分番号「D 0 1 2」感染症免疫学的検査の「21」インフルエンザウイルス抗原定性の所定点数に準じて算定する。</u></p> <p><u>イ 当該検査は、「4」のマイコプラズマ抗体定性若しくはマイコプラズマ抗体半定量又は「23」のマイコプラズマ抗原と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u></p> <p><u>(27) 「23」のマイコプラズマ抗原は、マイコプラズマ抗原定性と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u></p> <p><u>(28) ～ (50) 略</u></p> <p style="text-align: right;">(変更箇所下線部)</p> |

(日本医師会医療保険課)

